

いじめ防止基本方針

平成30年度

忍野村立忍野中学校

忍野中学校いじめ防止基本方針

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。しかし、いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こり得ることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければなりません。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがあります。すべての生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要があります。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に進めていく必要があります。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対応し、さらにその再発防止に努めなければなりません。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要があります。

忍野中学校は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日施行）13 条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定しました。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。（いじめ防止対策推進法第 2 条）

3 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には、いかのような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要です。

- (1) いじめは、人間として決して許されない行為です。
- (2) いじめは、どの学級にも、どの生徒にも起こり得ることであります。
- (3) いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものです。
- (4) いじめは、様々な様態があります。
- (5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っていない

ます。

(6) いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題です。

(7) いじめは、解消後も注視が必要です。

(8) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有しています。

(9) いじめは、学校、家庭、地域等の全ての関係者が連携して取り組むべき問題です。

4 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民その他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

II いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、その組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行います。

1 いじめ対策委員会の構成員

学校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、保健主事、その他校長が必要と認める者（スクールカウンセラー等、担任、部活顧問）とします。

2 いじめ対策委員会の役割

未然防止、早期発見、早期対応のための取組、資料提示・集約分析等、地域連携を行います。

3 いじめ対策委員会は、学期に1回程度開催します。

4 明らかになった課題に対してはP D C Aサイクルを活用し、適正に改善を図っていきます。

III 未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要です。

未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、生徒が規律ある態度で授業や行事に活動する学校づくりを進めていくことです。全ての生徒が活躍できる場面を作り出す視点で「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずです。

「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、全ての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を作り出していきます。

そのために、以下のことを実践していきます。

- 1 いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行
- 2 いじめに関する校内研修の計画，実施
- 3 いじめに関する授業の実施，生徒会等による取組への支援
- 4 学校評価による検証と基本方針の見直し

IV 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員が生徒との信頼関係を構築することに努めることが大切です。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要があります。生徒たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められます。そのために、日頃から、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにします。

また、定期的にアンケートの調査や教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え実態把握に努め、全教職員で情報を共有し、保護者とも連携して取り組みます。

そのために、以下のことを実践していきます。

- 1 速やかな対応策の検討，実施
- 2 加害生徒に対する組織的・継続的な観察，指導等
- 3 被害生徒やその保護者へのスクールカウンセラー等を活用したケア
- 4 警察等との情報共有
- 5 保護者との情報共有

重大事態が発生したときは、以下のことを実践します。

- 1 教育委員会への報告と連携，対処するための組織を設置
- 2 被害生徒に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護や情報共有の徹底
- 3 被害生徒への緊急避難措置の検討，実施
- 4 加害生徒への懲戒や出席停止の検討
- 5 警察への相談・通報や児童相談所等との連携
- 6 いじめ対策緊急保護者会の開催
- 7 教育委員会が設置する組織との連携・協力

1 早期発見の手立て

- (1) 日々の行動や会話の観察
- (2) 生活ノート
- (3) アンケート調査，QU検査
- (4) 教育相談（二者懇談・三者懇談等）
- (5) 保健室での観察
- (6) 保護者からの相談
- (7) 地域の方からの情報

V 早期対応の在り方

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。被害生徒を守り通すとともに教育的配慮の下、毅然たる態度で加害生徒を指導します。その際、形式的に謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行います。また、全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、その対応に当たります。

2 いじめへの対応

- (1) いじめに関する事実確認
- (2) いじめられた生徒又はその保護者への支援
- (3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
- (5) ネット上のいじめの対応
- (6) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校の設置者と連絡を取り、所轄警察署と相談します。

いじめが重大事態と判断された場合は、設置者の指示に従って必要な対応をします。

VI その他留意事項

1 校内研修の充実

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行います。その充実のため教育委員会をはじめとする外部機関などと連携していきます。

2 教育相談日等の設定

教育相談日等を設定し、生徒と向き合う時間を確保します。

3 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境をつくるなど、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担が掛からないよう校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

4 学校評価の充実

従来通り、学校評価の項目にいじめ問題を掲げ評価・分析を行い、またチ

ェックリストの作成・実施を行っていきます。

5 関係機関等との連携

監督官庁や警察，地域等の関係機関と連携を図り必要な支援を受けます。

平成26年2月策定

平成30年4月一部修正

(別表) いじめ防止指導計画

	会 議		防 止 対 策		早 期 発 見
4月	いじめ対策委員会	事 案 発 生 に 対 す る 緊 急 対 応 会 議 の 開 催	情報集会	学 級 づ く り ・ 学 年 づ く り ・ 人 間 関 係 づ く り	
5月	PTA 総会等で啓発		生徒総会		
6月			ネット犯罪防止 講話		いじめアンケート 学校評価
7月					教育相談
8月	職員研修				
9月	いじめ対策委員会				
10月					
11月			生徒総会		いじめアンケート 学校評価
12月			いじめ防止講話		教育相談
1月					
2月			新入生事前指導		いじめアンケート 教育相談
3月	いじめ対策委員会				